

平成25年 第3回定例会

1 議事日程

9月10日（火曜日）午前10時開議

第2号

日程番号	議件番号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名 番 番
2		一般質問 1 和田鶴三 議員－泊原発再稼働の是非について 2 清水秀雄 議員－TPP反対運動について 3 大西米明 議員－土幌町役場内の非正規職員の実態について 4 中村 貢 議員－生活保護費（生活扶助費基準額）の引き下げについて
3	議案第6号	平成25年度土幌町一般会計補正予算
4	議案第7号	平成25年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
5	議案第8号	平成25年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算
6	議案第9号	平成25年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算
7	議案第10号	平成25年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算
8	議案第11号	平成25年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算
9	議案第12号	平成25年度土幌町農業共済事業特別会計補正予算
10	認定第1号	平成24年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定
11	認定第2号	平成24年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
12	認定第3号	平成24年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
13	認定第4号	平成24年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
14	認定第5号	平成24年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
15	認定第6号	平成24年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
16	認定第7号	平成24年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
17	認定第8号	平成24年度土幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定
18	認定第9号	平成24年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

2出席議員（12名）

1番 秋間 紘一	8番 清水 秀雄
2番 飯島 勝	9番 中村 貢
3番 森本 真隆	10番 和田 鶴三
5番 細井 文次	11番 大西 米明
6番 出村 寛	12番 加藤 宏一
7番 服部 悦朗	13番 加納 三司

3欠席議員（0名）

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄
代表監査委員 佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	寺田 和也	保健福祉課長	大森 三宜子
会計管理者	太田 靖久	病院事務長	奥村 光正
町民課長	伊賀 淑美	特別養護老人ホーム施設長	波多野 義弘
産業振興課長	高木 康弘	子ども課長	高橋 典代
建設課長	土生 明美	消防署長	荒田 雅則

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	堀江 博文	教育課長	植田 廣幸
参事	笠谷 直樹	高校事務長	金森 秀文
		給食センター所長	鈴木 典人

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 道端 雄伸

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 柳谷 善弘 総務係長 仲山 美津子

9 議事録

(午前10時00分)

1	加納議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員 の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、 服部悦朗議員及び8番、清水秀雄議員を指名いたします。
2	加納議長	日程第2、一般質問 を行います。 それでは、順次発言を許します。 質問順位1番、和田鶴三議員、泊原発再稼働の是非について町長に 質問を行います。
	和田議員	おはようございます。一般質問、久々ぶりというか、初めてトップ でやらせていただくことになりました。よろしくお願ひします。 私は、泊原発再稼働の是非についてということで質問いたします。 福島第一原発事故から2年半になりますが、いまだに事故原因が未解 明で、高濃度汚染水の海への流出に加え、東電は8月19日に敷地内に

設置されている汚染水貯留タンクから300 t もの汚染水が漏れ出し、そのタンク周辺の水たまりの真上、約50 c mで最大100m S v と非常に高い空間放射線量を計測したと発表、この報告を受けた原子力規制委員会は国際原子力事故評価尺度のレベルを上げるとしています。

そもそも原発は、技術的に未完成で苛酷事故が避けられない構造的欠陥を持ち、使用済み核燃料の処理、処分技術も未確立です。このような責任を負えない負の遺産を経済的な理由だけで孫子の代まで負わせていいはずがありません。幌延深地層研究センターが行っている核のごみを地下深層に埋める研究にも莫大な資金が投入されていますが、地質的に崩れやすく、地下水やガスの湧出が多く、研究地にも最終処分場にも全く不適切だと指摘する学者や関係者も少なくありません。原発事故の問題は、生命財産にかかわることであり、対岸の火事では済まされない避けて通ることのできない問題です。北海道は自然の宝庫です。再生可能な自然エネルギーをさらに進めながら、原発再稼働申請に反対し、原発輸出反対の運動を呼びかけていくときと考えるが、町長の所見をお伺いいたします。

加納議長
小林町長

町長、答弁をお願いいたします。登壇をお願いします。

それでは、和田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ただいま和田議員が指摘のとおり、東日本大震災、福島第一原発事故発生から2年半が経過したところでありすけれども、事故原因の究明はもとより、貯留タンクからの汚染水漏れや汚染水の海への流出など新たな問題が発生し続けているところであり、いまだに事故収束の先が見えない状況であると認識をしているところでもあります。

このような状況の中、北海道電力は7月8日、泊原発について新規制基準に基づき再稼働に向けた安全審査を申請しましたが、泊原発の周辺自治体からは新基準が安全かは疑問やエネルギー政策と安全性に関する国と北海道電力の説明が不十分などの意見が出されるとともに、原子力規制委員会に対しては慎重に時間をかけ、厳格に審査してほしいとの要望が出されたところでもあります。また、再稼働に必要な地元同意の範囲がはっきりしていないことでも混乱が生じているところでもあります。

和田議員の質問は、再生可能な自然エネルギーのさらなる推進と原発再稼働申請に反対及び原発輸出反対運動への呼びかけをとのことでありますが、まず本町の再生可能エネルギー導入につきましてはご承知のとおり、家畜ふん尿によるバイオマス発電7基と太陽光発電の普及を重点的に取り組んでおり、さらに本年度は道内自治体としては札幌市に次いで2番目となる町がメガソーラー発電所を建設し、再生可能エネルギーの地産地消による地域への利益還元、地域の活性化を目指しているところでもあります。再生エネルギーの普及は大きなニーズ

となっているところでありますが、地域循環型エネルギーシステムの構築と環境に優しい低炭素社会の実現を目指すためにも重要な施策であり、さらに積極的に推進をしてまいる所存であります。

原発の再稼働反対と輸出反対運動についてであります。原発事故に関しては一昨年9月の定例町議会における清水議員の質問にもお答えしたところでありますが、福島第一原発事故、さらには今般の汚染水の流出など福島の現況を見ると、1つは事故を起こした原発を人間が適切かつ正確にコントロールできていないこと、2つ目は原発は絶対安全で最も低コストのエネルギーとの評価であったところでありますが、その評価は根底から崩れるものであることなどからして、今後のエネルギーについては再生可能エネルギーを初めとするより安全性の高いエネルギーへと転換をしていくべきものと考えられるものであり、また事故を起こした国の原発を輸出することについても奇異に感じるところであります。

一方で、2年続けての節電が取り組まれているところでありますが、産業経済の振興あるいは国民生活の安定においても電気を安定的に確保することも大きな課題であり、電気の需要と供給のバランスを確保しながらエネルギー政策が推進されるべきものと認識をしているところであります。いずれにしても、安全基準が確実に担保されなければならないものと思うところであり、その姿勢で発信をしてまいりたいと存じます。

以上、和田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長 再質問があれば許します。和田議員。

和田議員 それでは、再質問をさせていただきます。

安全、安心と言われた日本の原発政策が2011年3月11日の東日本大震災による災害で東京電力福島第一原子力発電所は水素爆発を起こし、もろくも崩れ落ち、放射能汚染で日本人として広島、長崎と太平洋ビキニ環礁の米国による水爆実験で第五福竜丸の被曝に次いで4度目の核被害がもたらされました。これは、自然災害と考えるか、それとも人災と考えますか。

加納議長 和田議員、これ関係する質問でしょうか。続けてください。続けるというか、どうしても聞きたいですか、そういうところ。

そうしたら、町長、お願いします。

小林町長 今言われたようなことは、自然災害ではないのだろうというふうに思っています。

加納議長 和田議員。

和田議員 あと、まだ4点ほどありますので、よろしくお願いします。

福島県で実際に被害に遭われた地元被害者の精神的な心の傷と将来の行く末を思うとき、二度と再びこのようなことを起こしてはならないと考えますが、当たり前のことと思います。町長は、どのように考

えますか。

加納議長 町長。

小林町長 今回の事故だとか、今の福島の実況からすると、やはりエネルギーは原発から再生エネルギーを中心としたそういうものに転換をしていかざるを得ないのだろうというふうに思うところでもありますけれども、ただ先ほど申し上げましたように電気を、どう電力を国民生活の中で確保していくかということからすれば、そこに移行するプログラムというのはそれぞれに検討しなければならないところでもありますけれども、いずれにしてもより安全、確実な安全性が担保されなければ、それは再稼働すべきではないというふうに思っているところでもあります。

加納議長 和田議員。

和田議員 それでは、3問目、電気の発明、発展により人類の生活環境は大きく変わりました。今日のような豊かな社会発展をつくり上げてきた、これは紛れもない事実です。だが、原子力発電に至っては核を自由に操り、またそこから生み出された核廃棄物の無毒化処理する技術をいまだに持ち合わせていません。核の持つ莫大なエネルギーの経済的効果だけで容認してよいとは思いませんが、どのように考えておられますか。

加納議長 町長、答弁をお願いします。

小林町長 原発に関しては、技術的なこともあるのでありますけれども、もう一つは今言われているように設置場所における活断層の問題だとか、さらには日本は非常に地震が多くて津波が多いという、そういうことに対応できるかどうかということがその規制委員会の安全基準の中できちんとそれをクリアできるかどうかということがきちんと検証されていかなければ、その再稼働の議論はちょっと難しいのではないかとこのように思うところがあります。

加納議長 和田議員。

和田議員 では、4点目、福島原子力事故から2年半が経過しましたが、時がたつにつれ、当初ほどマスコミも原発問題に対しての報道は少なくなってきています。被災地の様子もたまに出てくるぐらいで、全体像が見えてきません。復興状況は、遅々として進んでいないのが現実です。それどころか現状を知らせず、うそとごまかしで貯留タンクからの汚水漏れや海への垂れ流しにつながっているのではないかと思います。本町においても原子力発電に対する有識者による講演会を開催するなど、人類に及ぼす影響の是非を知っていただき、これからの日本のあり方と町のあり方を考えていくときだと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

加納議長 町長。

小林町長 原発もそうなのですけれども、近年の自然災害等々からすると原発

を含めた地域の防災をどうするかということについては、町を挙げてさまざまな形で取り組まなければならないという課題でありますから、ぜひ原発にかかわっても防災という観点で今後いろんな形で研修や、あるいは町民議論ができるような、そういう取り組みを検討してまいりたいと思います。

加納議長
和田議員

和田議員。

では、5点目に移ります。

日本政府と経済界は、経済効果を狙って原発の海外売り込みを図っているが、日本と同じ思いをさせてよいはずがありません。日本政府に対して中止を求める考えはありますか。

加納議長
小林町長

町長。

先ほども申し上げましたとおり、原発事故を起こした国の原発を海外に輸出することがどうかということは非常に奇異に感じたのでありますけれども、その内容については私もよく承知をしていないので、よくそれについては研究なり検討をさせていただきたいと思います。

加納議長
和田議員

和田議員。

では、最後になります。さようなら原発1000万人アクション北海道実行委員会が呼びかけ団体となり、実行委員会の倉本聰さんらを中心とした5人の方が原発のない北海道を求める100万人署名を北海道知事宛てに道民の世論を集め、道知事に泊原発の再稼働を容認しない運動を進めていますが、本町としても賛同してはと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

加納議長
小林町長

町長。

私ども行政の立場からいくと、より安全なエネルギー政策を進めるということと、あわせて一方では産業振興だとか国民生活にかかわる電力をいかに安定的に確保していくかということも重要な問題だということでもありますから、それらを踏まえながらより安全なエネルギーの確保ということを発信をしていきたいなというふうに思っているところであります。

加納議長
和田議員
加納議長

和田議員、よろしいですか。

終わります。

以上で和田鶴三議員の質問を終了いたします。

質問順位2番、清水秀雄議員、T P P 反対運動について町長に質問を行います。

清水議員

私は、T P P 反対運動について町長にお伺いをいたします。

安倍晋三政権は7月23日、多くの反対世論を無視してT P P 交渉に参加しました。米国の言いなりに年内妥結に向けて暴走しています。安倍政権が国民に公約した米など農産物5品目の例外扱いを初めとする国益を主張するなら、交渉の障害を切り捨てる早期妥結が得であるはずはありません。

TPP交渉に参加する日米など12カ国は、ブルネイで開かれた閣僚会合で年内妥結の決意を示した共同声明を採択しました。米国が押しつけた結果だと言われております。国民には全く内容を知らせないまま、秘密交渉を続けるTPPは農業分野だけでなく、国民皆保険制度の崩壊につながる混合診療の全面解禁を進める姿勢を示しています。さらに、ISD条項は公共事業への外国企業の参入が迫られるなど、食料主権と国民主権の侵害であり、米国の多国籍企業の利益のために日本の経済主権の破壊は許されません。徹底した秘密交渉の上、国益の中身すらいまだに不明で、何を主張しているか国民には知らされないTPP交渉は、その危険な本質を広く知らせ、反TPPの意思を安倍政権に突きつけることが重要だと考えますが、町長は今後の反対運動をどのように考えられているのか、その所見を伺うものであります。

加納議長
小林町長

町長、答弁をお願いいたします。登壇願います。

それでは、清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

TPPについては、行政報告でも申し上げたとおり、3月15日に安倍総理が交渉への参加を表明後、我が国はマレーシアで開催された第18回TPP協定交渉会合に7月の23日から正式に参加をして、続いて8月22日から30日までブルネイで開催された第19回交渉会合に参加しております。ただいま清水議員の申されたとおり、8月23日にはブルネイ交渉会合参加12カ国による閣僚会合を終え、年内に結論を出すとの目標を明記した共同声明を発表したところであります。しかし、交渉会合には守秘義務が課せられ、詳細は明らかにされておらず、情報開示が大きな課題となっているところであります。

政府は、交渉の中で重要5品目の関税を守ると表明しておりますが、守秘義務によって詳細が明らかにされないまま交渉が終了し、国民的議論がないまま国会において条約批准の判断がなされるのではないかと強い危惧を感じているところであります。十勝においては、7月末にTPP問題を考える十勝管内関係団体連絡会議が管内市町村からの緊急決議文を取りまとめ、政府などに提出をしており、本町は農業関係機関や商工会など7機関、団体による連名で提出いたしましたところであります。

また、TPPによる影響は農業を初め、地域産業の振興をより先駆的、かつ大規模に推進をしているところほど大きく、地域全体の全産業生産額に占める農業算出額及び食料品製造業出荷額の割合が全道でもトップクラスである本町への影響が極めて大きいことは、慶應義塾大学の金子勝教授を招いてのTPP講演会でも指摘されたところであります。農業はもとより地域の産業経済を守るためにより強力な取り組みをしていかなければならないものと認識をしているところであります。今後重要な局面を迎える中、交渉の動向を注視しつつ、基幹であ

加納議長
清水議員

る農業を初めとする地域産業を守ることとあわせて、安全な食料を安定的に確保する食料安保、国民皆保険など国民医療の擁護、国や地方自治体の主権確立と国益の確保などの視点を持ちながら、十勝管内関係団体連絡会議と連携し、取り組みを展開してまいりたいと存じます。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

再質問があれば許します。8番、清水議員。

ただいま町長から答弁をいただいたところでありますが、私はTPPについての一般質問は過去に何度も行ってまいりました。過去の質問は、参加反対についての質問であります。今回は、その多くの国民の参加反対を押し切って安倍首相が交渉参加に踏み切った後は、我々はどうかその行動に対して抵抗していくか、そこにかかっていると思います。したがって、私は今回の質問は参加反対ではなくてTPPに反対すると。本町も横断幕は、参加断固反対であります。しかし、それを押し切って安倍政権は交渉に参加したわけです。そうすると、我々としてはあとはそこから撤退をさせるか、あるいはそれを断固阻止すると、TPPを断固阻止する、それ以外にないというふうに考えております。したがって、今回の私の質問はそのような立場での町長に対する質問であります。

今申し上げたとおり、TPP交渉そのものが既に始まっていますが、町長もおっしゃっているように秘密交渉で全くその内容が知らされない、重要5品目がどうなっているのか、それ以外のことについても全く国民に知らされないまま、このまま国会批准に持ち込まれたらどうするのか、そういう観点にあります。したがって、今の段階で我々はどうのように反対運動を起こしていくのか。何よりも大切なことは、今皆さんもテレビをごらんになっておわかりのように、TPPについてはマスメディアがほとんど報道しなくなっているのです。そして、ご承知のように昨日、日本の2020年のオリンピックが東京で開催されるということが大きな話題になっていって、このTPP交渉そのものがどこかに吹き飛んでしまっているという状況になっていると思います。

そういう状況の中であって、我々は断固としてこれを阻止していかなければならないという立場にあります。それは、先ほど町長が答弁の中でおっしゃっていましたように、金子勝教授のあの講演の中でも断固阻止する以外にないのだというふうにおっしゃっていました。私もそのとおりだと思っています。日本の経済、どんなにうまいことを言っても食料を外国に委ねる、そのための支出を未来永劫続けていくほど日本の財政は豊かではありません。そのことは、はっきりしているわけです。そういう中で、食料主権を守っていく、国民主権を守る、そういう立場での反対運動、町長の頭の中には今後の反対運動をどのように計画されているのか、そのことを具体的にお聞かせいただ

加納議長
小林町長

きたいと思います。

町長、答弁をお願いします。

1つは、TPP交渉が今やられているわけですが、多くのマスコミが報道されていないということは今清水議員がおっしゃったとおり、いろんなところで提起がされているわけでありまして、1つは状況としては私どもは断固反対ということで取り組みをしていく、我々も断固反対ということでバッジもつけてやっているわけでありまして、1つ状況が変わったとすれば実際に交渉に入ったわけですから、ですからそれを参加反対ということより、どう阻止をしていくかという今後の取り組みになるのだと思いますけれども、特に農業でいけば十勝の主要産目は全て壊滅あるいは全滅と言われるわけでありまして、それは、まさに地域が崩壊することにつながるわけでありまして、やっぱり地域を挙げて反対をしていくということがありますのとあわせて、もう一つは特に21分野があるわけですが、特に皆保険の問題だとか、ISD条項はまさに日本が守ってきた日本固有のものをアメリカの基準に合わせるという、そういう中身でありますから、そういう面ではいろんな問題が含まれた中でありまして、今後の取り組みとしてはいかに国会の批准を阻止をして、国益が守れない、あるいは国のそういう経済、あるいは道を守れない場合にどう阻止をしていくかということが重要な闘いになるのでありますけれども、ただ秘密主義ということもあるのでありますけれども、多くの国民がTPPの中身を理解をしていないという、私も町民もそうですけれども、都会に行くほど理解がされていないということで、もう少し農業関係だけではなくて広く国民にTPPというのはこういうものだ、こういう影響があるということを広げていながら取り組みをしていくということとあわせて、今後国会の条約批准が出てくるわけでありまして、その中で国会議員に国益が守られない場合は阻止するという、そういう取り組みをどう進めていくかということが重要な取り組みになってくるのではないかとこのように思っているところであります。

いずれにしても、十勝の産業、基幹である農業が壊滅とか全滅と言われるわけでありまして、ここはやっぱり十勝の農業はもとよりでありますけれども、地域を挙げてやっぱり闘う、そういうときなのだろうというふうに私は認識しているところでございます。

加納議長
清水議員

清水議員。

具体的にどのような行動を起こすのかということをお伺いしているのですが、なかなか具体的に答えが返ってきません。まさに町長のおっしゃっているとおりだと思っております。今必要なことは、我々の立場としては反対世論をどう維持していくかということだと思っております。先ほども申しましたけれども、今の世論ではどちらかというと、もう既

に交渉に参加してしまった、だからもうしようがないのではないのと、そんな雰囲気もないとは言えないのです。我々は、何としてもこれを払拭しなければいけない。断固反対するという立場でいえば、やはり今町長おっしゃっていましたように本当の中身、TPPというのはどれほど恐ろしいものかということがよくわかっていないという人たちがかなりまだいると思います。そういう点では、繰り返しになるのですが、何度も何度も多くの人たちにそのことを知らせていくということが必要だと思うのです。

先日行われました金子勝教授の講演会にしても参加した人たちは400人ですから、町民の中でいえばごく一部です。そういう人たちがそれではどのようにしてあの講演の中で訴えられていたこと、危険性というものを周りの人たちに伝えることができるか、そのことにかかっていると思います。しかし、人間が1人の先生のお話を聞いて、その中身をそれではどれほど正確にほかの人たちに伝えることができるか、第三者に伝えることができるかということになりますと、それはごく一部しか伝わりません。したがって、あのような講演会等も繰り返し行いながら多くの人たちにTPPの怖さというものを知らせていく、そういう中で反対世論を構築していく、そのことが今何よりも求められていると思うのです。そういう中で、最終的にはこのまま秘密交渉で押し切られて国会の批准というところに行ってしまう可能性は非常に強いです。

今国民世論として、今の交渉から撤退をさせるというほどの世論にはなっていないというふうに考えられます。そうすると、どうしても国会批准を阻止するというところでの我々の力をどこまで反対の力を構築していくかということが非常に重要になってくると。ですから、そういう中で今どのように行動を起こしていくのかということを町長に伺ったわけです。そのためにどうするのか。過日のTPP参加反対の質問でも私は申し上げました。参加反対ののぼりを全戸に立てるような、そういう構えで参加反対の意思を示してはどうかということをお願いしてきた経過があります。私は、今の時点でいえば、今度は参加反対ではないのです。断固反対のそういうのぼりを各戸に立てて、そして何としてもこれを阻止するという構えこそ今必要でないかというふうに考えているのですが、その点についても今後の断固反対をするための、阻止するための行動をどのように町長自身が考えられているか。もう一度具体的にお答えください。

加納議長
小林町長

町長。

今清水議員がおっしゃったように断固反対だというのは、それはわかるのでありますけれども、断固反対ということもそうなのでありますけれども、広くそれを普及させて反対の議論を高めていくということからいけば、なぜ反対するのかということを広めていくという努力

を最大限に私どもがやっていくかということでもありますから、そういう面では先般TPP講演会を開催をしたのでありますけれども、そういうものを少し今後積み重ねていくということと、あわせて町としても町民の皆さんに普及、そういうものを啓蒙していくということと、あわせてそういうことを町内でも取り組むことと、あわせて十勝にも発信をしていきたいというふうに思うところであります。

全体的にいけば、今は農業だけが反対かということでもありますし、それからまた聞きますと北海道だけで反対しているのかというような話も聞くのでありますけれども、そういう面ではやっぱりしっかり農業でいけば単なる経済ということだけではなくて、まさに食料安保としての位置づけということをしていかなければならないというところでありますし、それに今TPPが農業だけでなく、例えば国民皆保険というのは、これは世界に誇る日本の保険制度だということでもありますし、ISD条項からいけば外国企業が訴えれば、それは国の法律なり条例が負けるということがあるわけで、そうすると国の主権なり地方自治体の主権がどこかということになりますから、そこはやっぱり国権を守るといふ、そういう取り組みでありますから、そういうことを広く知らしめていくということが今後の闘いで重要でありますから、特に国会批准に向けてどう構築をしていくかということが重要な今後の取り組みになるのでありますけれども、あと町内で具体的に清水議員からはのぼり等の取り組みをしてはどうかということでもありますけれども、具体的な行動、取り組みについては今後も農対本部なり関係機関と十分連携しながら、さまざまな取り組みをしていきたいと思っておりますけれども、最大限少なくとも地域の農業なり産業を守るために最大限の取り組みをしていきたいというふうに思っているところでございます。特に本町は、TPPで関税が引き下げられると北海道一影響が大きいだろうという、そういう認識で取り組んでいきたいと思っております。

加納議長
清水議員

8番、清水議員。

町長から、なかなか具体的な答弁は入ってきませんでしたが、今ようやくそういう形で今後の取り組みについて、今後農業振興対策本部で検討していきたいという答弁でございますが、十勝の場合、土幌でもそうですが、TPPについて農業が一番大きな被害を受ける。私は必ずしもそうは思わないのですが、ただ反対運動という立場からいくと、農協を中心に大きな組織的な反対運動という盛り上がりをつくることには成功していると思っております。しかし、農業だけではなくて、それ以外に農業にかかわって関連産業がありますから、そういう立場の人たちが大きな被害を受ける、影響を受ける。ですから、農業がだめになれば、もちろん運送業者からそこで働く人たち、加工業者も含めて大きな影響を受けますということでは、一定の反対運動をつくり上

げていく上で成功しているということはご承知のとおりだと思います。

したがって、今町長がおっしゃっていましたようにそのほかの I S D 条項、あるいは食品の安全基準、そういうものがどのようになっていくのか、そのことによって国民がどのような影響を受けるのか、そういうことも含めてもっともっと多くの人たちに知らせていくということが必要なのですが、そういう点でいえば先ほども申し上げましたように運動団体としての組織的なものがないということが大きな一つの障害になっていると思います。ですから、そのこのところをどのようにしていくのか、そういう部分も含めて今後の反対運動についての世論を構築していく上で工夫が必要ではないかというふうに思うのです。今までのところは、繰り返しになりますけれども、反対運動の先頭に立っているのはやはり何といても農協中心なのです。それで、あたかも農業だけが被害を受けるから、農業者だけがそれで反対しているのだというふうに世論としては受け取られがちです。いわゆる農業だけに矮小化されてしまいがちだというふうに思います。そこをそうではないのだと、国民全体に及ぶのだと、国の形、姿が変わってしまうほど T P P の被害というのは怖いのだと、影響というのはそれほど大きいのだということを知らせていく、そのことが反対世論を構築していく上で大きな要素になっていくと思います。そのこのところを重要に考えていくべきだというふうに思います。

そういう点でも、まして十勝の町村会長の本別の高橋正夫町長は東京で行われるシンポジウムに参加されると、パネラーとして参加されるということも伺っていますが、いずれにしても私たちは今申しあげましたように農業だけの問題ではないのだと、国民全体に及ぶ大きな問題なのだということを多くの人たちに知らせていく、そのことに力を注ぐことが必要だというふうに考えますが、その点についての町長の考えを伺います。

加納議長
小林町長

町長。

今言われたように、反対運動については農協だけがやっているのではないかという、そういう話も全国的にいったらあるし、また地域的にも北海道だけではないかという話も、そういう評価もあるというふうに聞いているのですけれども、そういう面では農業でいけば単に農業経済が守れるということではなくて、1つはやっぱり自給率がそうでありますし、それから食料の安全基準もそうでありますけれども、国民の食料をどう安心、安全、安定的に安心なものを確保していくという、そういうような取り組み方とすると必ずしも農業だけの問題にしてはやっぱりだめだなというふうに思うところでもありますし、そういう面では十勝もそういう観点で農業団体も入っているわけでありませ

療機関も含めて、全て十勝の30団体が加入して運動をしていくということでもありますから、私たちも十勝の取り組みというのは必ずしも農業ということだけでなく地域社会を守るといふ、そういう観点で取り組んでいるところでもありますし、そういう発信を私も十勝の中ではぜひ申し上げていきたいというふうに思っているところであります。

加納議長 以上で清水秀雄議員の質問を終了いたします。

質問順位3番、大西米明議員、士幌町役場内の非正規職員の実態について町長に質問を行います。

大西議員 まず初めに、先日2020年の東京オリンピック、パラリンピックの決定を心からお祝いを申し上げるとともに、士幌町の子供たちもさきの教育行政報告の中にもありましたように全道、全国で活躍しております。ぜひ7年後のオリンピックに、どの種目にも参加できるチャンスはあるはずでありますから、オリンピックを目標に子供たちに努力、頑張りをさせていたいただきたいと思ひますし、そのバックアップを町または教育委員会でしていただきたいなと思ひます。

それでは、町長に士幌町役場内の非正規職員の実態について考え方をお聞きいたします。総務省は、2012年の就業構造基本調査をまとめ、非正規労働者の雇用者全体に占める割合は38.2%で過去最高を更新し、北海道は42.8%と全国2番目の高さでした。正社員に比べ賃金が安く、身分が不安定な非正規労働者には将来の生活設計を見通せない人も多く、さらに拡大すれば賃金下落につながり、社会不安を招きかねないと思うが、士幌町役場内の非正規職員の実態と待遇はどのようになっているのか、町長にお伺いをいたします。

加納議長 町長、答弁をお願いします。登壇願ひます。

小林町長 それでは、大西議員の質問にお答えをさせていただきます。

総務省が本年7月に発表した平成24年度就業構造基本調査によりますと、ただいま大西議員の指摘のとおり、非正規労働者の割合は全国的にも北海道的にも5年前の調査と比較して増加をしているところであります。

次に、本町の職員の配置状況でありますけれども、本年の4月1日現在で申し上げますと、本採用職員は220名であります。それから、準職員が69名、それから臨時職員は第1種と第2種がいるわけありますけれども、合わせて76名で、職員は合計で365名であります。このうち、準職員については正職員と同様に身分保障がされていることとあわせて共済組合あるいは退職手当組合にも加入するなど、正職員に準じた雇用条件となっているところであります。それから、雇用期間の制限や、あるいは待遇面で差がある臨時職員、いわゆる国で言う非正規職員はただいま申し上げましたとおり76名でありますけれど

も、職員全体に対する割合は20.8%となっているところであります。

次に、臨時職員の待遇面でありますけれども、臨時職員の基本賃金については職員の行政職給料表の1、2級の給料額をもとに月平均勤務日数21日で割り返した金額を日額単価として設定しているところであります。それから、各種手当については、期末手当については12月1回の支給で、職員の12月に支給する期末、勤勉手当の支給率2.05カ月と同じ月数で支給しており、職員の6月分に相当する分が正規職員より少ないという状況であることと、あわせて寒冷地手当については支給制度がありません。これら以外に扶養、住居、通勤等の手当については職員と同様の制度で支給しているところであります。また、休暇条件等についても職員と比較し、若干異なるものの、基本的には労働基準法を下限として定めているところであります。

そのような中から、財政健全化の観点から正規職員数の増加については厳しい状況であり、臨時職員による対応をせざるを得ないところであります。また、賃金その他の各種条件についても公務員給与の民間準拠が進む中、厳しい面もあるところでありますけれども、できる限り雇用条件の改善について配慮をしまいたいと存じます。

以上、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
大西議員

再質問があれば許します。大西議員。

非正規労働者が土幌町は20.8%ということで、全道の42%から見れば半分以下ということで、町としては非正規労働者が少ないということalmazうたっているのだと思いますけれども、まず初めにちょっと調べてほしいことがありますので、先日の道の調べで2012年の女性の非正規労働者、20歳から24歳までが52.1%という半数以上の女性の方のそういう非正規労働者がいますということで、これからは少子高齢化の関係で労働力が少なくなってくると、女性の社会進出がうたわれているところでありますけれども、社会進出しても女性が非正規労働者だということになれば採用期間も限定されますし、いろんな不安があるのだと思います。それで、土幌町の今回の本採用とか準職員については私はよろしいのでありますけれども、臨時職員76名の女性が占める割合、多分かなりいるのだと思いますけれども、まずそれがわかれば。わからなければ今調べて、後でもよろしいです。また続けて質問の中で聞きますので、それについてはどうですか。

加納議長
寺田総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、寺田からお答えをさせていただきます。

今現在資料を持ち合わせしておりませんので、少々お時間をいただきたいと思ひます。

加納議長

町長からはありますか、何か。

(何事か言う者あり)

加納議長

大西議員。

大西議員 ちよつと先に聞いておけばよかったです、今これを聞いていてちよつと思ひ出したので、急遽聞いたので、答弁はちよつと人数、パーセントで後でよろしいです。

 それでは、臨時職員の待遇についてであります、士幌町臨時職員の就業に関する要綱の中で臨時職員は第1種につきましては、第2種というのはパート採用みたいな形で扶養家族に入っていると、家庭の事情で時間がとれないということで、33人の方は多分これが希望で2種に入っているのだと思います。1種の部分については私はお聞きしたいと思いますが、1種職員は勤務日数、時間については正職員と同様であり、それから雇用期間が6カ月、それを最大6カ月で切りまして48カ月、だから4年間を6カ月、6カ月で採用していくのだということで、またその中には通算任用期間が48カ月に達した臨時職員のうち、町長が特に認める者については任用期間を最大12カ月延長することができるということでもありますから、5年間は町長が認めれば勤務できるということで、1種で働くと大体5年、最大5年しか働けないということなのだと思ひますけれども、普通は4年、48カ月で任期切れになるのだと思ひますけれども、その48カ月を過ぎてその後1年の12カ月、町長が認める者ということですが、それはどういうものを指して、どういうことで1年延長をするのかどうか、その考え方についてお聞きします。

加納議長 町長。

小林町長 ちよつと副町長のほうからお答えをさせていただきたいと思ひます。

加納議長 副町長。

柴田副町長 大西議員の言われたとおり、一般的には48カ月で切っていくわけですが、1年延長するものについては、特に町内居住者については1年間延長をかけております。

加納議長 大西議員。

大西議員 私も町外から通ってきている職員に、もう何年か前に質問もしまして、臨時職員も町外から採用しているのかいという質問もした覚えもありますけれども、これいろいろ職種もありますから、看護師だとかいろいろ技術職の人もいますから、これはやむを得ぬのだと思ひますけれども、そこでこの要綱の第10条の2項の中に第1種臨時職員について、やむを得ず再度の更新をしなければならない場合においては、5年を採用した後のことだと思ひます、その者を準職員として認めるということがうたってありますけれども、町内に居住して5年以上勤めた人については町長がやむを得ず再度の更新をするということですが、そのやむを得ずはどういうことを指してやむを得ずと言っているのですか。

加納議長 副町長。

柴 田 過去には、臨時から準職員に登用したことはありますが、今現在は
副 町 長 一般的には職種によって限定しておりまして、看護師、保育士、介護
士の職種の中から準職員に登用をしているということと、正職員につ
いては当然町村会の採用試験を通過してきた者ということでもありますの
で、準職員については一般事務職員についてはまず今現在はないです。

加納議長 大西議員。

大西議員 簡単に言えば、臨時職員から準職員に採用したことはないとい
うことですね。

(何事か言う者あり)

大西議員 今はないと。前はあったということでもいいですね。事務職員につ
いては、臨時職員から準職員にしたことはあるということですか。

加納議長 副町長。

柴 田 過去にはあります。

副 町 長

加納議長 大西議員。

大西議員 よくわからぬのは職員の待遇なのですが、今副町長が言ったように
正職員については町村会の共通の試験をやって、そこの1次を通過して
2次については町村で試験をやると。2次試験をやって、そこで採用
ということになって正職員になります。準職員については、どうやって準職
員になったのか。前には、臨時職員3年になって、3年を超えると準
職員になるのだみたいな話も聞いたこともありますけれども、その辺
がどうして準職員になるのかというのがわからない。そして、一番私
が今回の質問で疑問をしているのは介護士と保育士なのです、言うの
は。資格は同じ資格を持って、時間も同じ時間働いて、こども園にあ
っては資格を持っているから主任になって、正職員がその下で働くよ
うなちょっと逆転現象にもなっている。だけれども、1種の臨時職員
だと。そして、1種は日給月給ですから、21日で換算するということ
で年収や何かをあれしてはいますけれども、連休が多い、このごろかな
り連休があるので、そうすると年収というのがかなりその21日でなか
なか計算できない部分も出てくるのだと思います。

そこで、給料体系も保育士については最低でも短大を出てきている
のだと思います。高校を卒業して自分で勉強をしながら試験を受ける
方もいますけれども、大体今は土幌町の臨時で入っている保育士につ
いては最低短大を出ているのだと思います。それで、臨時職員の賃金
表の中で短大を出ると何号で計算すればいいのですかね、これ。1か
ら26までありますけれども、私なんかはこれ見方わからないので、ち
よっと。

加納議長 よろしいですか。答えられますか。副町長。

柴 田 保育士の分で、短大の新卒でどこに格付するというのはちょっと調
副 町 長 べさせてもらいたいと思いますけれども、保育士の場合は短大を出て

資格としては保育士と幼稚園教諭の2つを持っている者を臨時として雇ってしまして、それが3年経過した段階で準職員に上げているということです。あと、介護士についても介護福祉士を持ってから1年は臨時ということで、その後は準職員に上げているという状況です。あと、看護師については夜勤ができる者、准看でも夜勤ができる者については準職員に上げるという状況です。

加納議長

大西議員。

大西議員

再度確認しますけれども、先ほど副町長、介護士、保育士については臨時職員から準職員に採用したことはないと言いませんでしたか。

加納議長

副町長。

柴田

介護士、看護師、保育士ですか、これは準職員に上げています。一般事務職員については上げていません。

副町長

加納議長

ここで休憩に入りたいと思います。11時10分からまた始めたいと思います。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

加納議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質問の答えのほうをよろしくお願いいたします。

寺田総務

先ほど保留とさせていただきました臨時職員の女性の割合でございしますが、第1種臨時職員43名中34名が女性、第2種臨時職員33名中30名が女性でございします。総体的に84%の方が女性ということになっております。

企画課長

それから、保育士の短大卒の給料でございしますけれども、1の3号俸となっております。

以上でございします。

加納議長

大西議員。

大西議員

臨時職員の女性の割合が84%でしたか、ということで非常に全体は20%と全道から見ると半分以下ですが、女性の割合が非常に高いという部分で、これからやっぱり男女雇用均等法でありますから、ぜひ女性の方の社会進出があつて初めて地域が活性化されると思うのです。それで、やはり女性の方の臨時職員を余りふやすことはいかかなものかと思ひますけれども、その辺について町長はどう思ひますか。

加納議長

町長。

小林町長

町は、正規職員も臨時もそうですけれども、男女の差別は募集の段階から全くしていないのであります。ただ、実態として臨時職員が多いというのは介護であるとか、それから保育士という女性が比較的多い職場だということがあるのでありますけれども、いずれにしても男女の差がない、これは雇用条件の中で男女の差をつけて雇用をすると

いう考え方は持っていない。いずれにしても、役場の正職員を採用する場合でも全く今は男女関係なく採用しているという状況であります。

加納議長
大西議員

大西議員。

それは、少しずつ改善をしていただきたいと思ひますし、なぜ男性が少ないか、女性の職場といいつつも介護士、看護師、保育士という士がついたのは男女雇用均等法からついたわけでありますから、男性がそこになぜ入られないかというのは、言ってみれば給料が安くて臨時職員では、それこそ少子化の最大の原因であります結婚ができないのです。だから、町としても3人子供を産んだら30万円、4人で50万円、5人で100万円というようなお祝金を出してはいますが、そういうことも大事かもしれませんが、まずは結婚をしてもらわなければ子供は生まれません。ですから、少子化対策の一番は結婚ができる条件を出すことが大事だと思うのです。そんな観点から、その辺をよく考えていただきたいと思ひますし、また今3号俸ということで臨時職員は日給月給でありますから、日給で見ますと6,880円あります。これを時間給に、8時間労働と、今は7時間45分ですけども、一応8時間労働で割り返すと860円なのです、時間給が。今北海道の最低賃金が719円なのです。短大出て、一生懸命勉強して出てきて、最低賃金より100数十円しか高くない。最低賃金ですから、719円というのは。大学出て最低賃金より100何ぼしか違わないというのは、いかにも給料表が安いのでないかなと思ひますけれども、それは町長は最後には財政健全化だと言ひますけれども、それは金が一番大事です、町村も。とはいいつつも、何でもかんでも財政健全化だから我慢してほしいと言ひばそれまでのものでありますけれども、その時間給、8時間労働だと860円になりますけれども、その辺は町長、妥当だと思ひますか。

加納議長
小林町長

町長。

高いのか安いのかというのは、いろんな議論があるのだと思ひますけれども、基本的には私どもは職員の給料表、行政職員の給料表に基づいて算出すると、適用すると、そういうことが実態でありますから、これが妥当かどうかということについては、それぞれ私ども今後の賃金決定の中で少し考慮をしていきたいと思ひますけれども、決め方としてはそういうふうに決めているということでご理解いただきたいと思ひます。

加納議長
大西議員

大西議員。

町長は、この時間給は安いという認識はあるということで私は理解してよろしいですね。

加納議長
小林町長

町長。

安いかどうかということであるのですけれども、例えばこれ正規職

員でも時間に割り返すと同じですから、行政職の給料を使っているわけですから。ですから、時間給は同じですけども、あと月額にするか時間にするかということでもありますから、そういう面では安いのかどうかということの検証も含めて私どもちょっと検討させていただきたいと思います。

加納議長 大西議員。

大西議員 臨時職員が雇用期間中を良好な成績で勤務したときは賃金を改定することができるという1項があるのです。それは、町長知っていると思いますけれども、そういうことを、賃金を優秀な職員であるからとして改定したことはありますか。

加納議長 町長。

小林町長 基本的には臨時職員も余り実態、この人はこういう実態だからということで上げるということではなく、あくまでもそれは給料ベースの基準をつくってわたりなり、わたりということですから、余り実態としてはこの職員が優秀だから、この職員がだめだから下げる、この職員はいいから上げるというようなことの運用は実態ではしていないということで、基本的には行政職給料表の1表をもとに配置をして運用しているという状態であります。

加納議長 大西議員。

大西議員 使うほうにしては、この子は優秀だから給料を上げる、この子は余り働かないからというような判断というのは町長はできないのだと思うのです。こういう1項あることがおかしいのだと思うのです。ですから、全体の給料をどう上げていくかしかないのだと思うのです。だから、今私なりに30歳の高卒のちょっと単身者の世帯の給料を計算してみました。職員は年収、手当全部入りまして358万6,000円、準職員で345万9,000円、準職員と職員の差というのは12万7,000円しかないのです。30歳の高卒の人ですよ。それで、臨時職員、これは号俸が上がりますので、日額8,200円の21日と計算して241万9,000円、正職員からすると約116万7,000円安いわけです。これ多分税金やらいろんなものを引かれると200万円を超えるか、切るぐらいの年収しかないのだと思うのです。俗に言う200万円の収入で云々という話がここ近年大きな話題になってはいますが、やはり先ほども男性も10数%いるわけですから、家庭を持ちたくても持てないということでもありますから、一番給料を上げることが難しいのであれば、そういう特殊な勤務についている技術職の保育士、介護士、看護師もそうですし、そういう部分についてはもうちょっと短い期間で準職員にするのか、正職員にするのかしていかないと、今回全日空ですか、千何百人の派遣社員を全員来年度から正職員にしますよということは、その要因としてはいい人材を集めるのに臨時職員だとなかなか集まってこなくなってきたと。そして、いい職員についているような正職員で引

っ張られていくと、なかなかいい職員が来なくなってくるという。今の職員がいいとか悪いとかではありませんよ。それは、今の職員も町に入ればそのうちに行く行くは準職員になれるのだ、正職員になれるかもしれぬと思って今頑張っているんです。だから、今いる技術職の介護士にしても看護師にしても保育士にしても、これはもう士幌町の皆さんがいろんなことでその職員にお世話になっていかないとならない職場の職員だと思うのです。やはりそれなら我々町民としたら、いい人材がたくさん町に集まるのが町民の一番幸せを呼ぶことだと思うのですけれども、その辺について町長、これ今の給料表というのは何年前からこのままの状態であるのか、まず先にそれを聞きます。

加納議長
柴田
副町長

副町長。

給料表の関係ですけれども、行政職級を使っているわけで、人勤があるたびにそれは改定しています。行政職級は、職員でいけば6級までであるのですけれども、臨時職員については1、2級を該当させているということです。率は23年4月1日です。

加納議長
大西議員

大西議員。

人勤に従って改定しているということは、言いかえれば今人勤が言っていることは給料を下げれということですから、だんだん下げて、23年度にも下げて、その前からずんずん、ずんずん下げてきているということですか。

加納議長

大変面倒くさいかもしれませんが、町長、指名してください。町長。

小林町長

細かい手当等については、副町長なり担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

加納議長
柴田
副町長

副町長。

当然人勤が下がれば、職員の給料も下がりますし、臨時の職員の給料表も改定しますので、下がることになります。

加納議長
大西議員

大西議員。

最低賃金の改定って毎年やっているのですよね。毎年上がっているのです。それで、ここ5年間でも毎年上げてきて、この5年間でも北海道だけ見ても52円上がっているのです、時給が。だから、職員のこのもらっている給料と臨時職員のもらっている給料の差額というのはすごく大きいと思うのです。先ほども高校卒の30歳でも百何十万円も違うのですから、だから職員が下がる、これは民間とのあれがあって人勤がそう言うことですからあれかもしれませんが、臨時職員の給料ってもう最低限のほうだと思うのです。せっかく大学も卒業して、最低賃金と大差ない日給しかもらえないようなことでは、何のために大学へ行ったのという話になってしまうので、その辺は町として正職員も臨時職員も一括同じ基準で下げていくというのはいか

がなものかと思うのですけれども、それはたくさんもらっている人はいいかもしれませんが、私はやっぱり臨時職員の下のほうの人のをそれ以上下げたら、これ本当にどうにもならないと思うのですけれども、その辺は町長、どうですか。

加納議長
小林町長

町長。

職員給与というのは、正職員の場合も基本的には国の人事院勧告に基づいて措置をしていくという、臨時職員もそれをベースにしているわけでありましてけれども、ただ賃金そのものは安いのかどうかということの検証はしなければならないのですけれども、私どもは職員というのは必要な職員は正規の職員にする、そして臨時的に必要なものは臨時的に雇用するわけでありまして、そういう勤務条件で募集するわけでありまして、必ずしも正職員と同じということにはならないのだろうなというふうに思います。それは、勤務条件もそうでありまして、期間もそうでありまして、そういうことであくまでもそれは臨時的に必要な職員として雇うわけですから、それは同じにならないのだろうなというふうに思うところであります。ただ、準職員でいけば、例えば今正職員化するかというのは、なかなかそれは行政改革の立場では難しい状況でありますけれども、給料、手当もそうでありまして、休暇等の条件についてもできる限り正職員に近づける、そういう運用を行っているところであります。

加納議長
大西議員

大西議員。

給料のことはなかなか明きませんし、人勤に従って全部下げるとのことです。そこで1つ譲歩できるとすれば、実際には同じ仕事をして、同じ時間帯なのです。資格は正職員より持っているのです、こども園なんかは。町長もわかっていると思うけれども、その人らが主任になって正職員がその下で働いているのです。それで給料体系がその人らから比べたら百何十万円も低いなんていうことは、ちょっとかわいそうといったらかわいそうなのです。ですから、それが町長はなかなかそれを変えることができないと言うのであれば、臨時職員で採用しても成績優秀な者については最低3年で準職員に上げますよとかという基準を早めていかないと、多分全日空が危惧したようにいい人材がだんだん士幌町に集まってくなくなってしまうのです。ですから、今町長の全部だめだめ、それはなかなか難しいよでは私も納得できないので、ぜひ臨時の1種から準職員に上げる期間でも早いと、それは希望してくる人も希望してきたから給料安くてもいいのだなんていう話ではないと思うのです。ですから、そういうのを少し期間を短くしてでも早く準職員にするような手だてはとれないものですか。

加納議長
小林町長

町長。

まず1つは、いい職員を雇うというのは私もそのとおりですから、

従前のように職員採用を、今コネで雇うということは全くやっていませんから、職員については町村会の職員で雇うということ、それ以外で雇うということをしていませんけれども、ただ、今臨時職員を準職員等に上げるということについては、私ども現実に基準を設けてやっていく。例えば介護員であれば、介護福祉士の資格を取って1年勤務した者については準職員に上げると。それから、保育士については一応3年を経過した時点で評価をして準職員に上げる、あるいは臨時で延長する、あるいは勤務評価をした中で勤務状況が悪ければやめてもらうということもあるのでありますけれども、いずれにしても準職員に上げる場合については現場の評価も含めて人事評価をして、最終的には私が面接をして上げるという、そういう仕組みをとっています。

加納議長 大西議員。

大西議員 何度も面倒くさいと思われそうですけれども、介護士については1年、介護の資格を持った者、そして保育士については3年、保育士の採用も保育士と幼稚園教諭の資格2つを持った者を臨時職員として採用していると思うのです。それが3年、片一方は1年でありますから、保育士についても1年できちっとできないのですか。何でそこで1年と3年と。多分今まで決算や何かで言っている話は、保育園の子供の人数によって変わるから、なかなか準職員、正職員として採用できないのだという話をずっとされてきましたから、私もそうなのだろうなと思っただけです。ずっといきましたけれども、どうもそればかりいつもいつも同じことで、子供は大体同じような人数になってきているとすれば、そんなに変わらないのではないのかなと思うのですが、それは1年ということにできませんか。

加納議長 町長。

小林町長 特老の場合ですと、入居者というのはほとんど変わっていない、117は117で変わらないけれども、保育所というのはその年によって違うということもあるのでありますけれども、全体的には減る傾向にあるということと、それから今私ども要支援ということで10数名多く加配をして支援児を受け入れるということをしているわけでもありますけれども、ただ支援児そのものもその年によって大きく変わるということからすれば、安易に準職員化にしてしまうことがどうかということもありますから、そういう面では何年か後の子供の数の見通しを立てながら採用していかねばならないというのが幼稚園、保育所にかかわる人事管理上の現状だなというふうに思っているところであります。

加納議長 大西議員。

大西議員 何ぼ言ってもらちが明かないので、保育士にしてもこの町長の答弁を聞いて多分がっかりしたと思います。給料は上げないよと、下げるよと。臨時職員にするのも保育園の入園児の数によって変わるから、

それできないよといったら、今と何も変わっていないということですよ。私は、これだけ道の最低賃金と比べても140円か150円しか変わらない、本当に大学出て最低賃金と大した変わらないところで町が採用しているのかなと。やっている仕事は同じ仕事、資格は正職員よりたくさん持っている。これは、町長の判断ですから、町長がそういう判断を下したということで、私はこれについては一応納得はしませんが、町長の言うことに私はどうにもなりませんので、認めますけれども、あとは来年度から入る再任用をどの立場にするのか。正職員、準職員、それから嘱託職員、そして臨時の1種、2種とあります。5種類あります。それで、再任用の人は来年から徐々にふえていくと思うのですが、その人らは嘱託職員以外はみんな定数に入りませんけれども、再任用の人はこの間協議会で説明を受けたときに身分までは書いていないのです。再任用の人をどういうふうを採用するか、いろんな項目はあったけれども、身分はどのような身分にするのかちょっとお聞きします。

加納議長
柴田副町長
加納議長
大西議員

副町長。

再任用職員として雇うとすれば、定数に入る職員と。再任用職員であります。という身分です。

大西議員。

そうしたら、再任用職員という項目が1つふえて、6種類になるということで理解してよろしいですね。わかりました。

それで、再任用もなるべく三セクだとか、そういうところに天下りさせないで、その組織は組織として人材が何十年も働いてきていますから、そういう人たちをどんどん、どんどん上のほうに登用していくようなシステムにしてやってほしいと思いますし、町は町として再任用で使う人がいれば再任用できちっと庁内で、庁舎内で使うような運用にしていきたいなと思います。

それから、ぜひ臨時職員の待遇改善、難しいと思いますけれども、何でも財政健全化のために一くりにしないで、何か言えば財政健全化のためと言うけれども、それだけでなく町民がここで働いているわけですから、その子供たちがここで結婚して子供を産み育てて、次代の土幌町をしょって立ってもらえないとならない人材ばかりなのです。若い人、そんなにいないですから、土幌町は。ですから、そういうことも考え、未来を考えれば200万円そこそこで、30歳で200万円でなかなかそれは結婚できないです。若者が土幌町に住んで結婚ができる、そして子供をたくさん産めるような、そういう雇用の仕方をしていただきたいと思います。最後に、それについて、町長。

加納議長
小林町長

町長。

再任用でありますけれども、1つは私ども先日議会で説明をした再任用の運用についての方針に基づいてやるわけでありまして、

もう一方で今退職者が、それはその機関、団体の要請に基づいてやるわけでありましてけれども、派遣をしているという実態もありませんけれども、再任用に当たっては、それは相手方の機関、団体との協議があるのでありますけれども、機関、団体にも派遣をするという部分だとか、あるいは再任用の期間が最低再任用という期間というのは年金がゼロ期間を過ぎるまでは保障しなければならないわけで、それ以後については再任用でいくのか、あるいは臨時職員として採用していくということがあるのでありますけれども、いろんなものを含めながら運用していきたいというふうに思うところであります。

それから、臨時職員の関係なのでありますけれども、1つ言われた子供を多く産んでいただく、あるいは子育てをすることについては、必ずしも職員だけでなく町内全体で子育て支援という観点で考えていかなければならないというふうに思うところでありますし、職員の管理体制というのはやっぱり行政改革を含めて、それから職員が働きやすい、あるいはモチベーションを持つということも重要なことなのでありますけれども、いずれにしてもよく実態を踏まえながら変えるものは変えていくという、そういうことを今までもやってきたわけですが、今後ともよく実態を把握をしながら変えるものは変えていくという、そういう努力をしていきたいと思っております。

加納議長
大西議員

大西議員。

働いている人は町だけでないと町長の答弁ですが、町というのは公の団体ですから民間に波及するのです。だから、何でも町がこうしたから、うちの職場もこうするよというようなことになっていくので、町がきちっとしたものをつくっていけば、民間もそれに右倣えするのだと思うのです、それを見本として。ですから、きちっとした雇用をやっていたかかないと、やはり民間も右倣えをするだろうという心配があるので、町に焦点を合わせて私は言っている話でありますから、その辺は町長、理解していただきたいと思っております。

終わります。

加納議長
中村議員

以上で大西米明議員の質問を終了いたします。

質問順位4番、中村貢議員、生活保護費の引き下げについて町長に質問を行います。

生活保護費の引き下げについて質問させていただきたいと思っております。

生活保護費(生活扶助費)の引き下げが8月1日より始まりました。厚生労働省によると、今後3年間で保護の基本部分である生活扶助費を平均6.5%、最大で10%引き下げる予定であるが、生活保護制度とは生活に困窮する方に対し、その困窮に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度となっています。生活扶助費は食費、被服費、光

加納議長
小林町長

熱費など最低限必要な生活費となっているので、生活は一層厳しくなると思われますが、町長の所見を伺います。

町長、答弁をお願いします。登壇願います。

それでは、中村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

生活保護制度については、ただいま中村議員が申されたとおりでありますけれども、国の責任において最低生活を保障するという基本原理に基づき、生活に困窮する全ての国民に対して、その困窮の程度に応じて必要な支援を行う制度であり、その基準は要保護者の実情を考慮した最低限度の需要を満たすのに十分なものであり、かつこれを超えないものとされているところであります。

国においては、5年ごとに社会保障審議会の部会で生活保護費の基準額の検証が行われているところでありますけれども、今年度の検証においては現在の生活保護費の基準額と一般低所得世帯の消費実態に違いが認められ、また現行の物価水準との均衡を図るとの方向で見直しが行われることになったところであります。中村議員の申されたとおり、今回の生活保護費の基準額の見直しにつきましては受給される方々の生活に急激な変化を及ぼすことのないように配慮するため、3年程度をかけて段階的に調整するというところになっていくところであります。

士幌町における改正による生活扶助費の減額世帯は、8月の支給で見ますと全支給世帯37世帯あるわけでありまして、そのうち34世帯が減額になるものであります。減額幅は、単身世帯より多人数世帯が大きくなるというような傾向にあるところであります。今後において、定期訪問している十勝総合振興局担当職員との情報連絡を密にするとともに、生活状況を適切かつきめ細かく配慮しながら町民生活の安定への対応をしてまいりたいと存じます。

以上、中村議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
中村議員

再質問があれば許します。中村議員。

今町長の答弁がありましたとおり、まさにそのとおりでご理解をいただいていると思っておりますけれども、現在十勝振興局の社会福祉事務所でいわゆる変更基準額ですか、の策定を行っていると思っておりますけれども、本町の場合、3月現在では42世帯の56人ということでありましたけれども、今町長の答弁の中には現在37世帯ですか、ということを受けている方が少なくなっているということで、受給者もそれなりの努力をされているのかという思いをしているところでありますけれども、まずは8月現在で生活保護世帯と今回の改正での一番影響を受ける世帯ですか、どのような世帯で幾らぐらい下がるのかということでお伺いしたいと思います。

加納議長

町長。

小林町長	<p>これについては、新聞でも報道されているとおり、全体的な傾向としては単身者あるいは高齢者世帯についてはむしろ上がる中で、中間的な例えば母子とかということでは下がるということでもありますけれども、本町の実態からいっても下がる。世帯ごとでいくと100円下がるところもあれば、3,000円ぐらい下がるところもあるのでありますけれども、具体的中身については保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。</p>
加納議長 大森保健 福祉課長	<p>保健福祉課長。 保健福祉課長、大森よりお答えいたします。 前提条件が収入がない場合としまして、30歳代の母と子1人の世帯では現行の生活扶助費より改定後には月1,930円の減額となります。また、母と子2人の世帯では月3,190円の減額、70歳代以上の夫婦世帯では月610円の減額、70歳以上の単身世帯では180円の減額となっております。</p>
加納議長 中村議員	<p>以上でございます。 中村議員。 今報告受けましたけれども、本当に全世帯、先ほど町長の中にもありましたけれども、いわゆる34世帯ですか、がこれらの減額になっているということなので、ここで一番注目してほしいのはいわゆる働き盛りですか。いわゆる母子家庭、今の回答にもありましたけれども、要するに子供がふえればふえるほど減額が大きくなっていくと。せっかく子供を預けて、そして何とか自立しようとして頑張っている中でこれだけの減額をされれば、とてもではないけれども、やっていけないと。恐らくいろんな自立とか、そういうことでいろんな方が相談されて指導していると思いますけれども、こういうことでは本当に、まず先ほど年寄りのほうはそんなに変化ないと言いましたけれども、70歳以下の方、以上の方でも180円ということで、やっぱりこれはかなり大きいと思います。</p>
加納議長 小林町長 加納議長 大森保健 福祉課長	<p>それで、恐らく十勝振興局の社会福祉事務所ですか、ここで生活保護費の支給をしていると思いますけれども、いわゆるこれもやはり国が決めていることで、道にそういう何らかの支援事業がなければ、十勝振興局でも何か対策を考えることはないかと思われるのですけれども、現在十勝振興局のほうで改正前及び改正後に何らかの支援をしているのかどうか伺いたいと思います。 町長。 保健福祉課長からお答えをさせていただきたいと思います。 保健福祉課長。 保健福祉課長、大森よりお答えいたします。 主な改正後の支援といたしましては、国は1つに就労による自立の支援の促進、また健康生活面に着目する支援、それから3つ目に不正、</p>

不適正受給対策の強化など、4つ目に医療扶助の適正化など改正法案では支援を検討していたところなのですが、6月にこれらの支援のことが廃案となりまして、残念ながら今現在は不透明な状況となっているところでございます。

加納議長
中村議員

中村議員。

恐らく道のほうとしてもやはり国の方針ですから、例えばこういうふうには現在本当に困っていると。その中で、やはり道でも何か予算をつくってやらなければ当然十勝の振興局のほうもそれなりの対応はできないと、こういうことだと思えます。その中で今おっしゃいました特に不正、それから不適正受給の対策の強化とかありましたけれども、現実にはこれは東京都の区で起きた事件なのですけれども、これはありますけれども、こういう我々の小さい町村ではまずこういうことは考えられないと。逆に例えば今4点ぐらいですか、説明がありましたけれども、いわゆる支援、本当にこの国の支援も6月に廃案になったということなのですけれども、やはり現実には廃案になる前だってそれなりの措置はしていないと思われま。それで、3年後には先ほども質問の中に入れましたけれども、6.5から10%の引き下げになると言われています。町では、生活保護者に対して今まで生活保護費以外でどのような支援をされていたのか伺います。

加納議長
小林町長

町長。

生活保護世帯に対する支援と合わせて、俗に言う生活保護世帯の130%までのものについては高齢者等生活扶助事業を独自に取り組みをしながら支援をしているところでありまして、生活保護世帯についても各種の事業の中で免除であるとか、あるいは支援をしているわけでありまして、具体的な項目については保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

加納議長
大森保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森よりお答えいたします。

町独自の生活保護世帯に対する支援といたしましては、例えば子供及び高齢者のインフルエンザとか、高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種の自己負担無料、特定健診、がん検診、肝炎検診、骨粗鬆症検診などの自己負担無料化、高等学校就学支援金の給付の対象、それから福祉灯油の対象世帯、また日中一時支援事業の利用料の無料、学童保育使用料の免除等がございます。

以上です。

加納議長
中村議員

中村議員。

今6点ほどこういう支援をやっていますよということでありまして、けれども、現実には一番影響のある世帯、いわゆる30歳から40歳、せいぜい50歳ぐらいまでですか。その中で本当に子供を抱えていて、そして何とか自立しようということでパートとかで仕事をしていると。その

分は当然受けている生活保護費の中でももちろん返していくわけですが、いわゆる今のその6項目の中では、なかなかそれだけの支援ではやっぱり厳しいのではないかと。特にいわゆる子供を預けて、1人や2人、3人ということ、いけばいるほどそれだけ預ける金もさらにかかると。しかし、その分現実には下がっていくと、生活保護費が。そういう意味で、大変厳しいものだと思います。

最後の質問になりますけれども、今回の引き下げははっきり言いまして労働者の最低賃金、要するに719円ですか。それから、年金の受給者、これよりも高いということが引き金になっているのではないかと思います。それで、生活保護費の引き下げとか最低賃金、それから年金の給料引き下げより逆に私はそっちのほうを引き上げるのが必要と考えています。これは、今いずれにしても国で決めることですから、いわゆる道並びに町村でどうこう言えることでもないと思いますけれども、ただ町としてもやはりできれば国に対して何とか実態をきちっと把握して、何とかならないかということで道とか国に要請をすることだとか、もっと一番大事なのが今回の引き下げにあって、それ以外で今の6項目のことをやっていますと言われましたけれども、さらに今回の引き下げによってどういうふうに住生活保護費を受けている人たちがきついのか、その辺を考えて何らかの支援をすべきでないかと思うのですが、町長の考えを伺いまして、最終質問とさせていただきます。

加納議長
小林町長

町長。

私もそのとおりだと思うのですが、まずなぜ引き下げるかということについては、いろんな批判があるのであります。1つは、生活保護を受けていない低所得世帯より生活保護のほうが生活実態が上だということがあるのでありますけれども、ただもう一方の指摘では実際には所得が低くても受ける資格がありながらも受けない人が相当いるという実態を国が把握をしていないという批判があるわけでありまして、そこら辺についてはきちんと評価ができるように求めていかなければならないというところであります。

それから、2点目は中村議員のおっしゃったとおりなのでありますけれども、1つは今生活保護の受給者がふえるというのは賃金だとか雇用状況が非常に悪くなって、これは若年者の生活保護受給者がふえているということからすると、本来はやっぱりこれを下げると同時に就労支援というのをきちんとやらなければ、これは無責任な措置だということでもありますから、これらについても申し上げていくと。制度改正については、いろんな角度で申し上げていきたいというふうに思うところであります。

それから、3点目なのでありますけれども、ご案内のとおり生活保護というのは国の基準に基づいて都道府県が行うものでありますけれ

ども、町としては先ほど1回目の答弁でもお答えをしたところでありますけれども、少し生保あるいは低所得者について実態をよくきめ細かく見ながら支援措置をしていく中で、子育てでいけば例えばお金がないことで教育が受けられないだとか、それからこれも何回か申し上げたとおり、お金がないから医療あるいは介護を受けられないということがないように措置を町としてぜひ町民の生活安定のために今後とも取り組んでいきたいなというふうに思っているところでございます。

中村議員
加納議長

終わります。

以上で中村議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終結いたします。

ここで1時まで昼食休憩といたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

加納議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

3 **日程第3、議案第6号「平成25年度士幌町一般会計補正予算」**を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。

寺田総務
企画課長

総務企画課長、寺田より説明申し上げます。

平成25年度士幌町一般会計補正予算〔第3号〕ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,175万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億7,480万2,000円に改めようとするものでございます。

地方債の補正は、「第2表 地方債補正」によるものとします。

それでは、歳出から説明いたしますので、12ページをお開き願います。初めに、本補正予算の各款、項、目に計上しております人件費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費の増減につきましては4月の人事異動に伴うものでございますので、各款、項、目での説明は省略をさせていただきますので、ご了承願います。なお、23、24ページには人件費の内訳としまして給与費明細書を添付しておりますので、参照願います。

それでは、2款1項1目一般管理費は、修繕料としまして庁舎屋内消火栓ポンプ取りかえ料の追加、3目財産管理費は土地購入に係る土地登記委託料を追加しております。

7目環境対策費は、合併処理浄化槽設置事業助成金を追加計上しております。

13ページ、2項2目賦課徴収費は、税滞納整理機構負担金において国保会計との調整により減額をしております。

続きまして、14ページ、3款1項3目障がい者福祉費は、自立支援給付費等負担金返還金を追加、4目老人福祉費では高齢者冬期就労対策事業委託料を追加計上しております。

5目老人福祉施設費は、介護サービス会計への事業繰出金の減額、8目国民健康保険費は国保会計への繰出金を追加しております。

15ページ、10目介護保険費は、介護保険会計への事業繰出金を減額しております。

2項4目子育て支援推進費は、1節報酬、9節旅費に新たに設置します子ども・子育て会議の委員報酬、費用弁償を追加、12節役務費、13節委託料に子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査に係る郵便料、委託料を追加するものでございます。特定財源としまして、子ども・子育て支援事業計画準備事業補助金を充当しております。

次に、16ページ、4款1項1目保健衛生総務費は、十勝圏複合事務組合運営分担金を追加計上しております。

5款1項2目失業対策費では、緊急雇用対策事業委託料を追加計上しております。

続きまして、17ページ、6款1項2目農業総務費では、農業共済事業会計への職員給与負担金及び事務費繰出金を減額しております。

3目農業振興費は、19節において農業振興施設等整備事業として一連供給制御装置整備事業への補助金を計上しております。特定財源としまして、地域づくり総合交付金を全額充当しております。

2項1目林業振興費は、十勝大雪森林組合への出資金を増額するもので、特定財源としまして事業配当金を全額充当しております。

次に、18ページ、7款1項1目商工振興費では、商工観光活性化専門員の配置に伴う賃金を追加、2目観光振興費では道の駅しほろ温泉施設改修工事としてパークゴルフ場階段の撤去新設工事を追加、備品購入費としてプラザ緑風のスチームコンベンションオープンの購入費を追加しております。

続きまして、19ページ、10款2項2目教育振興費は、理科教材購入費を追加するもので、特定財源としまして理科教育設備整備費等補助金を充当しております。

20ページ、3項2目教育振興費では、図書購入費及び理科教材購入費を追加するもので、特定財源としまして理科教育設備整備費等補助金及び愛のまち建設基金繰入金を充当しております。

21ページ、6項1目社会教育総務費は、臨時職員の共済費及び賃金を追加するものでございます。

次に、22ページ、7項1目保健体育総務費では、全日本女子バレーボールチーム合宿受け入れ事業助成金を追加計上しております。

次に、12款1項1目土地取得費は、福祉村用用地購入費を追加するものでございます。

14款1項1目道路橋梁災害復旧費は、8月25日の局地的な集中豪雨により被害を受けました道路等の復旧工事費を追加計上しております。

次に、歳入について説明いたしますので、11ページをお開き願います。特定財源以外の一般財源ですが、20款1項1目臨時財政対策債に発行可能額の確定により810万円を追加し、18款1項1目繰越金に前年度繰越金1,442万5,000円を計上し、収支のバランスをとったところでございます。

次に、6ページをお開き願います。第2表、地方債補正ですが、臨時財政対策債において発行可能額の確定により限度額を変更するものでございます。

なお、25ページには地方債の現在高に関する調書を掲載しておりますので、参照願います。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。

(なし)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。ございませんか。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

4 日程第4、議案第7号「平成25年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。

大森保健福祉課長 保健福祉課長、大森より平成25年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第1号〕について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,691万8,000円を追加し、10億8,905万5,000円に改めようとするものであります。

歳出から説明いたしますので、6ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費2万6,000円の減額につきましては、職員共済組合負担金率による減額によるものです。特定財源といたしまして、職員給与費繰入金より同額を減額するものです。

1款1項2目連合会負担金につきましては8万8,000円追加するものであり、これは19節負担金補助及び交付金におきまして国保連合会負担金の増額補正です。特定財源といたしまして、事務費繰入金として同額を増額するものです。

1 款 2 項 1 目賦課徴収費につきましては1万3,000円追加するものであり、19節におきまして十勝市町村税滞納整理機構市町村負担金の変動による増額補正であります。特定財源としましては、事務費繰入金として同額を増額するものであります。

4 款 1 項 1 目前期高齢者納付金は2万7,000円追加するもので、前期高齢者納付金の追加による増額補正であります。

10款 1 項 3 目償還金の1,681万6,000円の追加につきましては、前年度実績による療養給付費及び高齢者医療制度円滑運営補助金、特定健診・特定保健指導補助金等交付金超過交付による返還金で、国庫に1,654万9,000円、道に26万7,000円を返納するものです。特定財源としまして、前年度繰越金を同額の1,681万6,000円を見込むものであります。

5 ページをお開き願います。特定財源以外の歳入につきましては、1 款 1 項 1 目及び 2 目、国民健康保険税は見込みにより減額としております。

なお、給与費変更に伴う給与費明細書は 8 ページに掲載してありますので、参照をお願いいたします。

以上、説明に代えさせていただきます。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第 7 号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

5 [日程第 5、議案第 8 号「平成25年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。

大森保健福祉課長 保健福祉課長、大森より平成25年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第 1 号〕について説明いたします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万3,000円を減額し、6 億49万8,000円に改めようとするものであります。

歳出から説明いたしますので、5 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目一般管理費73万2,000円の減額補正につきましては、4 月の人事異動による職員の給与等の減額によるものです。特定財源といたしまして、職員給与費等繰入金を同額73万2,000円の減額を見込むものです。

5 款 1 項 2 目償還金37万9,000円の追加につきましては、前年度の超過交付に伴う返還金といたしまして、国庫負担金返還金20万6,000円、道費負担金返還金13万2,000円、支払基金交付金返還金といたしまして4万1,000円をそれぞれ返還するものです。なお、これに係る特定財源は前年度繰越金として同額を見込むものです。

歳入につきましては、特定財源で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

なお、給与費変更に伴う給与費明細書は6ページに掲載してありますので、参照願います。

以上、説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第8号を採決します。
本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

6 日程第6、議案第9号「平成25年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。特老施設長。

波多野 特別養護老人ホーム施設長、波多野から平成25年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第1号〕を説明いたします。

特老 施設長 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,007万6,000円に改めようとするものでございます。

最初に、歳出から説明申し上げますので、5ページをお開き願います。1款1項1目施設介護サービス事業費の3節職員手当等におきましては51万2,000円の減額、内訳といたしまして住宅手当等の増額による一般職手当22万円の増、準職員遡及分減額による退職手当組合負担金73万2,000円の減、4節共済費におきましては157万3,000円の減額、内訳としまして負担金率の減等によるものでございます。詳細につきましては6ページの給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

次に、歳入につきまして説明申し上げますので、4ページをごらんいただきたいと思います。3款1項1目一般会計繰入金208万5,000円を減額し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。審議賜り、原案のとおり可決決定いただ

		きますようよろしくお願ひ申し上げます。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 (な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第9号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
7	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第7、議案第10号「平成25年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算」 を議題といたします。
	土 生 建設課長	朗読を省略し、理事者の説明を求めます。建設課長。 建設課長、土生から平成25年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算〔第1号〕について説明申し上げます。 第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。 歳出予算から説明をいたしますので、4ページをお開きをいただきたいと思ひます。1款1項1目一般管理費につきましては、4月の職員の異動に伴ひます人件費の精査で、2節給料から4節共済費までの人件費合わせまして586万9,000円を減額するものでございます。詳細につきましては5ページの給与費明細書をごらんをいただきたいと思ひます。 次に、新たに水道事業管理者資格を取得するための講習会に参加する費用といたしまして、9節旅費で39万9,000円、19節負担金補助及び交付金で24万2,000円をそれぞれ追加するものでございます。これにつきましては、東京会場の埼玉県川口市の会場と並びに実務研修につきましては帯広市稲田浄水場において実施される研修の費用として支弁される費用と負担金でございます。次に、13節でございますけれども、委託料では水道システムのプログラム変更によりまして31万5,000円を追加するものでございます。 次に、2目水道管理費では、11節需用費のうち修繕料491万3,000円を追加し、朝陽地区の揚水管の修繕とデータ監視装置プログラムの修繕を行うものでございます。 次に、歳入でございますけれども、歳入の補正はございません。 以上で説明を終わりますので、よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願ひ申し上げます。 以上でございます。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございません

		か。12番、加藤議員。
	加藤議員	19節の水道技術管理者資格取得講習会の負担金なのですが、これ新たに今課長おっしゃいましたけれども、今まではうちの水道課のほうにはこういう方はいらっしゃらなかったということですか。
	加納議長	建設課長。
	土 生 建設課長	現在もそれぞれ2名配置をしてございましたけれども、4月の異動によりまして1名になりましたことから、新たに異動において水道担当になった職員をこの研修会に参加をさせて資格を取得するための費用でございます。
		以上でございます。
	加納議長	ほかにございませんか。 (な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第10号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
8		日程第8、議案第11号「平成25年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算」 を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。建設課長。
	土 生 建設課長	建設課長、土生から平成25年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算〔第1号〕について説明申し上げます。 第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ196万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,540万2,000円に改めようとするものでございます。 最初に、歳出予算から説明申し上げますので、5ページをお開きをいただきたいと思います。1款1項1目一般管理費では、3節職員手当等で追加、4節共済費で減額をし、人件費で合わせまして6万6,000円を追加するものでございます。これにつきましては、それぞれ人件費の精査によるものでございます。詳細につきましては6ページの給与費明細書をごらんをいただきたいと思います。 次に、3目集落排水管理費では、13節委託料で中土幌地区の不明水対策として汚水管内調査止水委託料を190万円追加するものでございます。 次に、歳入について説明申し上げますので、4ページをごらんをいただきたいと思います。5款1項1目繰越金で、前年度繰越金196万6,000円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったところでございます。 以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決

	決定いただきますようお願い申し上げます。
	以上でございます。
加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。
	(な し)
加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
	(な し)
加納議長	討論なしと認め、これより議案第11号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
	(異 議 な し)
加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
9	日程第9、議案第12号「平成25年度土幌町農業共済事業特別会計補正予算」 を議題といたします。
	朗読を省略し、理事者の説明を求めます。産業振興課長。
高木産業振興課長	産業振興課長、高木より平成25年度土幌町農業共済事業特別会計補正予算〔第2号〕について説明いたします。
	第1条、農作物共済勘定、家畜共済勘定、畑作物共済勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ農作物共済勘定3,767万7,000円、家畜共済勘定419万6,000円、畑作物共済勘定3,559万4,000円を追加し、業務勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ773万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を農作物共済勘定は1億9,461万9,000円に、家畜共済勘定は6億6,950万1,000円に、畑作物共済勘定は3億2,080万6,000円に、業務勘定は1億4,008万7,000円にそれぞれ改めようとするものであります。
	農作物共済勘定の歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。3款1項1目麦無地戻金の19節で、無事戻金として5万9,000円の追加ですが、これは議案第4号で可決決定いただきました麦の無事戻し金の支払いに要する経費であります。特定財源といたしましては、麦連合会特別交付金1万1,000円、農業災害補償基金繰入金4万8,000円を充当するものであります。
	4款1項1目基金繰出金の25節で、農業災害補償基金積立金3,761万8,000円を追加するものであります。これは、前年度の歳入歳出差し引き残額から責任準備金及び25年産麦に係る未払い保険料を差し引いた剰余金を決算認定後に積み立てるものであります。
	次に、4ページの歳入を説明いたします。3款及び4款は歳出の特定財源で説明しましたので、省略いたします。
	6款1項1目1節繰越金で、前年産麦繰越金3,761万8,000円の追加は、前年度の剰余金であり、歳出の基金繰出金と同額であります。
	次に、家畜共済勘定を説明いたしますので、9ページをお開き願

ます。歳出の4款1項1目基金繰出金の25節で、農業災害補償基金積立金419万6,000円を追加するものであります。これは、前年度の歳入歳出差し引き残額から責任準備金を差し引いた剰余金を決算認定後に積み立てるものであります。

次に、8ページの歳入を説明いたします。5款1項1目1節繰越金で、前年度繰越金419万6,000円の追加であります。前年度の剰余金であり、歳出の基金繰出金と同額であります。

次に、畑作物共済勘定を説明いたしますので、13ページをお開き願います。歳出の3款1項1目畑作物無事戻金の19節で、無事戻金として275万8,000円の追加ですが、これは議案第5号で可決決定いただきました畑作5品目とスイートコーンの無事戻し金の支払いに要する経費であります。特定財源といたしましては、畑作物連合会特別交付金89万8,000円、農業災害補償基金繰入金186万円を充当するものであります。

次に、4款1項1目基金繰出金の25節で、農業災害補償基金積立金として3,283万6,000円の追加ですが、これは前年度の歳入歳出差し引き残額から畑作物支払い金を差し引いた剰余金を決算認定後に積み立てるものであります。

次に、12ページの歳入を説明いたします。3款及び4款は歳出の特定財源で説明しましたので、省略をいたします。

5款1項1目1節繰越金で、前年度繰越金3,283万6,000円の追加は、前年度の剰余金であり、歳出の基金繰出金と同額であります。

次に、業務勘定を説明いたしますので、17ページをお開き願います。歳出の1款1項1目一般管理費の2節から19節までのそれぞれの増減につきましては4月の人事異動に伴うもので、合計773万7,000円の減額であります。特定財源といたしましては、共済会計職員給与費負担金1万円を減額するものであります。

次に、16ページの歳入を説明いたします。3款は歳出の特定財源で説明しましたので、省略をいたします。

5款1項1目1節事務費繰入金で772万7,000円の減額ですが、本科目で収支の均衡を図ったものであります。

次に、18ページの給与費明細書ですけれども、4月の職員の人事異動に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。審議を賜り、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第12号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
10・11		日程第10、認定第1号「平成24年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定」
12・13		
14・15		日程第11、認定第2号「平成24年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」
16・17		
18		日程第12、認定第3号「平成24年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定」
		日程第13、認定第4号「平成24年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定」
		日程第14、認定第5号「平成24年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定」
		日程第15、認定第6号「平成24年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定」
		日程第16、認定第7号「平成24年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定」
		日程第17、認定第8号「平成24年度土幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定」
		日程第18、認定第9号「平成24年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定」
		以上9件を一括議題といたします。
		理事者の一括説明を求めます。町長。
	小林町長	平成24年度の一般会計、ほか7特別会計、1事業会計の決算認定を受けるに当たり、平成24年度の事務事業の経過の概要について申し上げさせていただきます。と思います。
		平成24年度一般会計及び国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、介護サービス事業、簡易水道事業、公共下水道事業、農業共済事業の各特別会計並びに国民健康保険病院事業会計の決算について、町議会の認定を賜りたく各会計決算書に行政報告書並びに監査委員の決算審査意見書を添えて提出いたします。
		平成24年度の我が国の経済情勢は、東日本大震災からの復興需要や政策効果の発現等により、夏場にかけて回復に向けた動きが見られましたが、世界経済の減速等を背景に輸出や生産が減少するなど景気は弱い動きとなり、底割れが懸念される状況となりました。こうした状況の中、昨年12月に発足した自公連立による安倍政権の下、本年1月に策定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」への期待から、我が国経済の

緩やかな回復が見込まれていますが、海外経済を巡る不確実性、為替市場の動向、電力供給の制約等が先行きのリスクとして懸念されるほか、地方交付税の減額、一括交付金や自動車取得税の廃止など、町の行財政、産業経済、町民生活への影響が懸念されるところであります。

次に、本町の基幹産業である農業においては、春先の低温と5月上旬の記録的な大雨により、播種作業や生育に遅れが生じましたが、6月から7月の高温により、生育はほぼ回復し、全体的に収量は良好でありましたが、作物によっては品質の低下が著しい年となりました。また、酪農・畜産においては、前年産以降の粗飼料品質や9月の記録的な残暑の影響もあり、生乳生産は目標を下回る生産実績で推移し、肉牛についても、原発事故による風評被害の影響が残り、市場枝肉価格はBSE問題発生時に匹敵する大幅安値となり、各種資材や飼料価格の高止まりもあって、依然として厳しい経営環境に置かれています。そのような中、農畜産物の販売高においては、経営安定対策や農業共済金をあわせると、前年度を2億7,000万円上回る304億9,000万円となり、3年連続で300億円超を達成する結果となりました。

次に、広域連携については、平成18年度に発足した十勝市町村税滞納整理機構が、管内全体の滞納処理に向けて、一定程度の効果をあげているほか、消防の広域化については、その都度議会のご意見を賜りながら、消防デジタル無線や高機能司令センターの整備について確認をしてきたところであり、今後は広域消防運営計画の策定に向けた検討など、順次協議が進められる予定であります。

それではこれより、平成24年度一般会計の決算の概要について報告いたします。まず歳入であります。総額72億2,925万8,000円となり、対前年度比2億1,660万3,000円、3.1%の増となりました。主な要因としては、地方交付税（特別交付税含）が対前年度比1億3,624万3,000円、4.0%の増、道支出金が対前年度比1億3,090万円、33.8%の増となったことによるもので、地方交付税については、辺地債償還費の減額や町民税・固定資産税の増額など普通交付税の減額要素が増えるにもかかわらず、地域経済・雇用対策費の新設により増額となったものであり、道支出金については、平成23年度繰越事業である馬鈴薯集出荷貯蔵施設整備に係る強い農業づくり事業補助金の増加によるものであります。町税については、主に町民税では法人町民税の増、固定資産税では償却資産に係る税収の増などにより、対前年度比6,227万6,000円、6.5%の増となりました。町債につきましては、地方交付税の振り替えである臨時財政対策債の借入が対前年度比2,010万円の増となった一方、かみおりべ木と太陽の香るエコ交流館の整備完了や地方道路整備事業費の減少などにより、対前年度比5,715万円、11.1%の減となりました。

次に歳出であります。総額68億2,910万7,000円となり、対前年度比1億712万4,000円、1.6%の増となりました。主な要因としては、障害者

福祉に係る扶助費の増、市町村備荒資金組合納付金の増などにより、扶助費・補助費が対前年度比1億221万7,000円、7.5%の増、強い農業づくり事業、農業体質強化基盤整備促進事業などの増により、普通建設事業費で対前年度比6,801万8,000円、5.3%の増となったことによるものであります。公債費については、町債の償還が一部終了したことにより、対前年度比8,286万円、8.1%の減、人件費については、給料や手当の抑制に努めたほか、地方公務員共済組合等負担金の減などにより、対前年度比1,502万7,000円、1.2%の減となったところであります。主な建設事業では、強い農業づくり事業に2億9,426万8,000円、農業体質強化基盤整備促進事業に1億6,017万8,000円、地方特定道路事業に1億1,000万円、住宅団地造成事業に2,606万5,000円、中土幌公民館太陽光発電システム導入事業に2,383万5,000円、道営土地改良事業に負担金として1億3,929万5,000円などがあります。土地改良事業・町道整備事業などの各種建設事業に係る経費の一部は地方債に依存しており、地方債の残高は、前年度より3億7,055万2,000円減少したものの、未償還額は69億7,868万円となり、依然として多額の返済額が残っていますが、単年度ごとの償還額は徐々に減少しており、次年度以降もより一層の健全化に努めてまいり所存であります。各種財政指標においては、起債の借入に係る基準となる実質公債費比率は6.6%と前年度より1.8ポイント、経常収支比率についても81.0%と前年度より4.7ポイント改善されましたが、依然高い数値を示しており、財政の硬直化が解消されたとは言い難い状況であります。財政力指数についても、0.235と前年度をわずかに上回ったものの、財政力の低下と相まって景気低迷などの影響により財政状況が一層厳しくなることが懸念されます。今後も、さらなる行財政改革の徹底による経常経費の縮減を進め、基金の有効活用も図りながら健全な財政運営に努めてまいりたいと存じます。

以上が平成24年度一般会計の決算の概要であり、各行政施策の成果及び予算の執行実績については各担当より説明いたします。あわせて、国民健康保険事業をはじめとする7特別会計並びに国民健康保険病院事業会計の決算の概要についても本書により報告いたしますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

加納議長

以上の各会計に対して監査委員の審査意見書が添付されておりますので、職員に一般会計ほか7特別会計並びに病院事業会計の第4、結語のみを朗読させます。

仲山
総務係長

士監発

平成25年8月30日。

土幌町長、小林康雄様。

土幌町監査委員、佐藤宣光。土幌町監査委員、出村寛。

平成24年度土幌町各会計決算審査意見について。

地方自治法第233条第2項ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定による平成24年度土幌町各会計歳入歳出決算の審査、地方自治法第241条第5項の規定による土地開発基金の運用状況等の審査をそれぞれ行ったので、別紙のとおり意見書を提出します。

15ページをごらんください。平成24年度土幌町一般会計ほか7特別会計決算審査意見書。

第4、結語。平成24年度土幌町一般会計並びに7特別会計の歳入総額 108億8,942万6,000円、歳出総額 101億9,768万3,000円（病院事業会計は除く）の決算について審査を行った結果、指摘事項、改善を要する事項、検討を要する事項等についてはそれぞれ関係項目の中で所見を述べてきたところであるが、本決算は予算及び年度当初の町政執行方針に沿って誠実に執行された結果を表しており、計数に誤りなく財務が諸法令、規則に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。よって、この決算は妥当なものと判断する。

依然として厳しい行財政環境の中で、さまざまな施策がほぼ予定通り推進された事は、執行に当たってこられた理事者並びに職員各位の熱意と努力に対し、心から敬意を表する次第である。

26ページをごらんください。平成24年度土幌町国民健康保険病院事業会計決算審査意見書。

第4、結語。平成24年度病院事業会計決算を審査した結果、本決算を総合すると、会計業務は法令に基づき適正に処理され、計数に誤りなく、病院事業の財政状況、経営成績を正確に表示しているものと認められた。本町の病院事業は、昭和31年2月に土幌農協が運営する「土幌厚生病院」を町が買収し、「土幌町国保直営診療所」を開設、昭和43年には地方公営企業法を適用し、爾来、設備の充足、高度化を進めるとともに診療科目の充実を図りながら今年を以って58年の歴史を刻んできた。

自治体病院は医師、看護師等の専門職確保が難しい情勢にあり、厳しい経営を強いられているところである、このような状況のなか24年度においては年度当初の4月から5名の常勤医体制がとれた。しかしながら収益では増加したが外来患者の利用状況は減少となったところである。

厳しい状況の中、本町の病院は町内唯一の医療機関として、また取り巻く福祉村施設の中核として入院・外来及び救急指定病院の役割を担い、大川院長を先頭に医師、病院スタッフ 一丸となって地域における医療を守るべく、安心と信頼の町民のための病院構築に向かって地域への出前講座、町民の保健予防活動等の連携に積極的に取り組まれているところである。

今後とも「公立病院改革プラン」に伴う経営の効率化・健全化に努められるとともに、信頼される医療の提供と患者サービスの向上、

そして地域医療の充実をめざし一層改革に配慮願うとともに、日々努力されている医師陣と職員に対し敬意を表するものである。

以上でございます。

加納議長 代表監査委員から補足説明があれば求めます。
佐藤代表 ございません。

監査委員 お諮りします。

加納議長 本会議は、ただいま議題となっている認定第1号から認定第9号までの平成24年度各会計の決算審査に当たって、地方自治法第98条第1項に基づき、必要に応じて町の事務に関する書類及び計算書を検閲し、町長及び関係行政委員の報告を請求し、当該事務の管理、議決の執行及び出納について検査することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

よって、平成24年度各会計決算審査は、地方自治法に基づき検査することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました各会計決算の関係書類の閲覧は、監査室前に配置してありますので、随時閲覧願います。

お諮りします。ただいま議題となっている認定第1号から認定第9号までの各会計決算審査については、議長及び議会選出監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、ただいま議決されました地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

よって、平成24年度各会計決算審査は、決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査することに決定しました。

ここで一旦本会議を休会し、休会中に決算審査特別委員会を開催して付託案件の審査をすることとしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

よって、委員会審査が終了するまで休会とすることに決定しました。引き続きこの場所において決算審査特別委員会を招集します。本日の本会議はこれにて散会いたします。

(午後 1時47分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員